

「亜塩素酸水」の食品添加物としての指定及び規格基準の設定に係る食品健康影響評価の依頼について

(平成18年8月14日付けで食品健康影響評価を依頼した事項)

1. 経緯

食品添加物の新規指定要請の手続き等については、平成8年3月22日衛化第29号厚生省生活衛生局長通知により、指定等の要請をする者は、有効性、安全性等に関する資料を添えて厚生労働大臣あて要請書を提出することとされている。

今般、「亜塩素酸水」の食品添加物としての指定及び規格基準の設定について事業者より要請書が提出されたことから、食品添加物の指定等の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼する。

2. 「亜塩素酸水」について

亜塩素酸水は、弱塩酸酸性条件下の飽和食塩水を無隔膜方式により電気分解して得られる塩素酸ナトリウムを含む溶液に、無機酸触媒下で過酸化水素水を加えて反応させることによって得られる亜塩素酸を、安定的に含む酸性から弱酸性の液体である。主成分として亜塩素酸を含み、殺菌効果を有する。

我が国では、殺菌等の目的で用いられる塩素化合物の食品添加物として、「亜塩素酸ナトリウム」「次亜塩素酸ナトリウム」「次亜塩素酸水」等が指定されている。

米国においては、類似の「酸性化亜塩素酸塩」（亜塩素酸ナトリウムの水溶液に、「一般に安全と見なされる物質」（GRAS物質）の酸を加えて、液性を酸性にした状態のこと。）が間接的食品添加物として許可されており、食肉・魚介類及び果実や野菜類の表面の殺菌に用いられている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、「亜塩素酸水」の食品添加物としての指定及び規格基準の設定について検討する。